

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月24日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	相馬市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html

執行機関名 相馬市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園に在園する保護者に対する私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園に在園する保護者に対する私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が保育料等の減免をする場合に、相馬市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱